

横浜市行政不服審査会答申  
(第63号)

平成31年2月20日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「一時保護決定」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

審査請求人の子（以下「本件児童」という。）について、横浜市西部児童相談所長（以下「処分庁」という。）は、平成〇年〇月〇日、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第2項に基づき一時保護（以下「本件一時保護」という。）を行った。

その後、2か月を超えて一時保護を行うことにつき審査請求人が反対の意思を示したため、処分庁は、平成〇年〇月〇日に、横浜家庭裁判所に対して、引き続いての一時保護の承認審判の申立てを行い、〇月〇日に承認審判がなされ、同年〇月〇日に即時抗告が棄却されたことに伴い同審判が確定した。さらに、同年〇月〇日、処分庁は、法第28条第1項に基づき、施設入所の承認審判を申し立てており、同審判は現在も係属中である。

本件は、審査請求人が、本件一時保護を不適法であるとして、その取消しを求めて審査請求を行った事案である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書、再反論書及び質問回答書において主張している本件一時保護に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 本件一時保護は、法第33条第2項の「必要があると認めるとき」の要件を満たさず、同項に違反して違法である。
- (2) 処分庁は、本件児童の養育状況、監護状況を調査確認する機会が十分あったのに、合理的理由なくこれを怠っており、一時保護の要件が継続していない。

## 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書、再弁明書及び追加再弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件一時保護開始時点において、平成〇年〇月〇日に通告を受けた本件児

童の〇〇及び〇〇について、それまでの審査請求人の説明では本件児童の受傷原因が明らかになっておらず、同時点では本件児童にとって家庭が安全な環境と判断できなかつたため、法第33条第2項の「必要があると認めるとき」の要件に該当する。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 争いのない事実

(省略)

### (2) 判断の理由

#### ア 本件一時保護開始時の適法性及び妥当性について

法第33条第2項は、一時保護の要件として、「必要があると認めるとき」と規定する。

そこで、まず本件一時保護が開始された際に、一時保護の必要性が存したかどうかについて判断する。本件一時保護に先立ち、平成〇年〇月〇日に、本件児童に〇〇及び〇〇の傷害が生じ、集中治療室に入院せざるを得なかったという事故が発生し、同傷害について、平成〇年〇月〇日に、継父が「しゃべっていないことがあります。俺が殴った。グーでパンチした。おなかを。イライラしていたから」との発言を行い（その後同発言を撤回し、つまりいて本件児童を踏んでしまい、傷害が発生したという趣旨の発言をしている。）、施設入所に同意したため、本件児童について施設入所措置を行っていた。

その後、刑事事件としては立件されないことが警察から報告されたものの、原因が不分明な中で審査請求人から施設入所措置について不同意の意思表示がなされたため、処分庁は本件一時保護を行った。処分庁としては、継父が本件児童に重篤な身体的虐待を行っているとの疑いを持っており、

このような疑いについて調査が完了していなかった。そこで、現状のまま本件児童を親権者らに引き渡すと、継父と本件児童が再度同居することとなり、本件児童に対する身体的虐待の危険が払しょくされないこととなる。

法第 33 条第 2 項は、「必要があると認めるとき」の具体的事情の例示として、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」と規定するが、本件一時保護では、児童の安全確保のため（前段）にも、また、児童の状況把握のため（後段）にも保護の必要があるため、一時保護時に一時保護の必要性があることが認められる。したがって、本件一時保護開始時には、一時保護は、適法かつ妥当なものであったといえる。

#### イ 本件一時保護延長時の適法性及び妥当性について

一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から 2 月を超えてはならない（法第 33 条第 3 項）が、例外的に、児童相談所長は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる（法第 33 条第 4 項）。

平成〇年〇月〇日に西部児相職員が本件児童のけがの原因について、継父から聞き取りを行った際、継父はけがの原因について「率直に言うとはわからない」と主張した。また、平成〇年〇月〇日に、西部児相職員は法医学医に相談を行ったが、相談結果が意見書となったのは平成〇年〇月〇日であった。このように、本件一時保護延長時には、西部児相は本件児童のけがの原因につき、医師に相談する等、具体的な調査を継続しており、調査の結果が未だ出ていなかった状況であるのであるから、児童の安全確保のためにも、また、児童の状況把握のためにも、一時保護を延長する別段の必要性があると認められる。

また、引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合には、児童相談所長が引き続き一時保護を行おうとするときに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならない（法第 33 条第 5 項）。平成〇年〇月〇日、処分庁は横浜家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認を求める審判（法第 33 条第 5 項）を申し立て、〇月〇日に承認審判が行われ、審査請求人により即時抗告がなされたが、平成〇年〇月〇日に即時抗告が棄却され、承認審判が確定した。

なお、本件一時保護を開始した日から 2 か月経過後に承認審判が確定し

ているが、法第 33 条第 6 項に基づき、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から 2 月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。本件では、審判までに相当長期間を要し、さらに、抗告審でも長期間の審理がなされていることから、やむを得ない事情があると認められる。したがって、本件一時保護延長時には、一時保護延長は適法かつ妥当であったと認められる。

#### ウ 現在の一時保護の適法性及び妥当性について

処分庁は、引き続きの一時保護の承認を求める審判が確定してから 2 か月が経過する以前の平成〇年〇月〇日に、法第 28 条第 1 項に基づく施設入所措置の承認審判を申し立てた。法第 33 条第 5 項ただし書により、本件児童に係る法第 28 条第 1 項の承認の申立てがなされている場合には、再度、引き続きの一時保護の承認を求める審判を申し立てる必要はない。なお、法第 28 条第 1 項に基づく施設入所措置の承認審判は現在も審理中である。

したがって、処分庁は、必要な家庭裁判所の手続は行っているが、このような手続とは別に、現時点での一時保護に適法性及び妥当性があるかを判断する必要がある。そこで、現時点での一時保護の適法性及び妥当性を判断する。

〇〇大学医学部〇〇教授による、平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、本件児童が受けた外傷は、「主として上腹部右側の右肋骨弓の下の部分に対して概ね前下から後上方向に加わった激しい外力により、〇〇、〇〇が生じた」とし、「比較的やわらかい作用面を持つ鈍体による激しい打撲・圧迫などで生じた可能性が高い」、「仰臥位（仰向け）で寝ている本児の右季肋部を激しく踏みつけられたり、立位の本児の右季肋部が激しく蹴られた場合などが考え易い」とする。また、意見書では、「「つまずいた際、膝が児に当たったかもしれない。そんな衝撃のある踏み方はしていない。」という程度の外力で本児に〇〇・〇〇が生じたとはとても考えられない」との記載がある。

また、継父の受傷契機についての発言は変遷しており、平成〇年〇月〇日には「俺が殴った」との発言もしている。発言が変遷し、かつ、現時点

の発言が具体的事実と矛盾しているのであり、現在も、継父は受傷契機について、事実と異なる発言をしている可能性が高い。このような、事実と異なる発言を行う継父が、再度の受傷を防ぐために適切な行動がとれるとは考えにくい。

さらに、本件児童は、平成〇年〇月〇日の受傷以前にも、継父と同居後である平成〇年〇月〇日に〇〇と原因不明の骨折の受傷をし、その後も複数回、原因不明の受傷がある。本件児童が重症心身障害児であり、自ら危険を回避することができないことに鑑みると、審査請求人により本件児童の安全が確保されたということとはできない。

また、これらの虐待の疑いについて、現在、処分庁は法第 28 条第 1 項の施設入所措置の承認申立てを家庭裁判所に行い、判断を待っている状況である。そうであるとすると、少なくとも、裁判所による判断が行われるまでは、本件児童を、継父が同居する審査請求人宅に帰宅させず、一時保護を継続することが、本件児童の安全確保のためにも、また、本件児童の状況把握のためにも必要であるといえる。したがって、現在の一時保護継続状態についても適法かつ妥当な処分であるといえる。

#### エ その他

なお、審査請求人は、面会制限について述べるが、一時保護中の面会制限は児童虐待の防止等に関する法律第 12 条に基づき行われる別異の処分であり、本答申で意見を述べることはしない。

#### (3) 結語

以上のとおりであるから、本件一時保護は適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない

#### (4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

#### (5) 結論

以上のとおりであるから、上記 5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年 5 月 21 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成30年 6 月 8 日	・ 弁明書等の受理
平成30年 6 月 15 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年 7 月 6 日	・ 反論書等の受理
平成30年 7 月 25 日	・ 反論書（副本）の送付
平成30年10月29日	・ 再弁明書等の受理
平成30年10月30日	・ 再弁明書（副本）の送付及び再反論書の提出等依頼
平成30年11月 6 日	・ 再弁明書（追加）受理
平成30年11月 7 日	・ 再弁明書（追加）の送付及び再反論書の提出等再依頼
平成30年11月19日	・ 再反論書等受理
平成30年11月22日	・ 再反論書（副本）の送付
平成30年11月28日	・ 物件提出の求め及び質問書の送付
平成30年12月11日	・ 質問回答及び物件の受理
平成30年12月17日	・ 質問回答及び物件の送付
平成31年 1 月 11 日	・ 審理手続の終結
平成31年 1 月 18 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成31年 1 月 23 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成31年 2 月 20 日	・ 調査審議